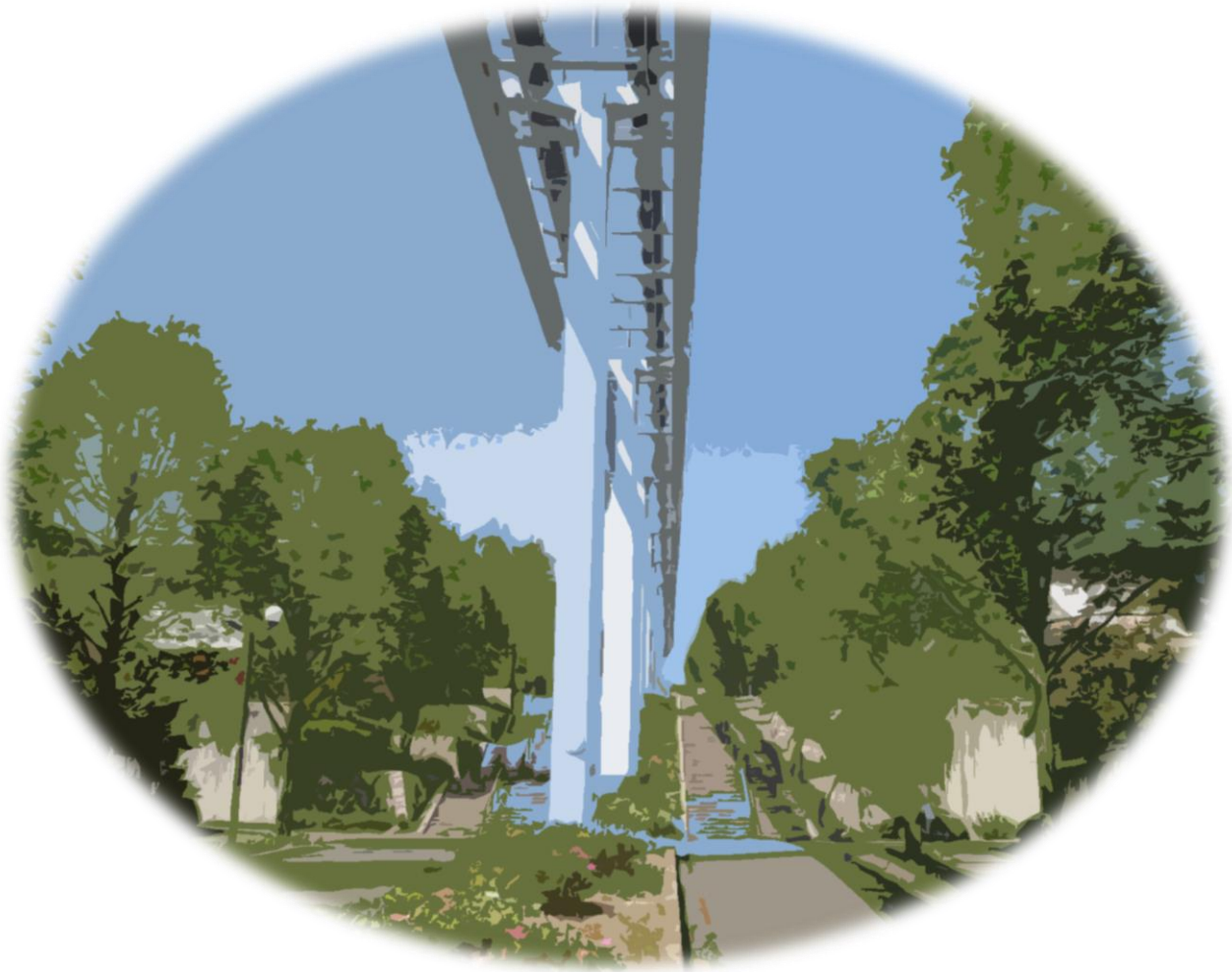


みどり坂避難所運営マニュアル



3 分間・3 時間・3 日間

- ・ 3 分間は、自分で自分の命を守る（揺れは 平均 1 5 秒間）。
- ・ 3 時間は、家族・近隣で助け合う。
- ・ 3 日間は、自治会・地域で協力して支え合う。

みどり坂町内会自主防災会

2019年5月作成

避難所運営マニュアルの目的

大規模な 災害発生時には、家屋の倒壊やライフライン途絶等により自宅で生活が困難となった場合、避難所での生活を余儀なくされる事態が想定されます。

平成18年7月記録的な大雨により、土石流、がけ崩れや河川の氾濫が多発し、住宅地や道路、橋梁、河川などに大きな被害が生じました。安芸区では18名の人命が奪われるなど、大きな被害が発生しました。

このマニュアルは、避難所に関する基本的な考え方を始め運営に関わる各主体の役割や活動内容を記載したもので避難者、自主防災組織、防災リーダー 配備職員 学校職員 等、避難所業務に従事する者が一体となり、迅速かつ円滑に 避難所運営を行うことを目的に 作成しています。

また、避難所においてあらかじめ予想される課題を示し、これに対し、いつ誰が何を、どのように行べきかを理解し避難者の生活再建に向けた 自主的な 避難所運営 が行われることを目的としています。

さらに、避難所生活が長期化すること も想定し、 支援が必要な障害者、高齢妊産婦、乳幼児、外国人等（以下「要配慮者」）に配慮し、運営体制の意思決定の場に地域生活者 や男女双方の視点を取り入れ、避難者一人一人の相互理解のもと、共に支え合い、助け合える避難所運営を目指します。

なお、このマニュアルは大規模地震による避難所の 開設を想定したもので、台風等風水害やその他災時において避難所を開設する場合は、本マニュアルを準用し、災害 の特性に応じた避難所開設および運営活用するものとする。

また、検証された共通事項や、災害事例、訓練 の成果等を踏まえ、より実効性のあるマニュアルとなるよう継続的に見直しを図ります。



災害発生

大雨の時

避難準備・高齢者等避難開始

近所で助け合い避難をします。

避難勧告

自宅2階等 安全な場所へ移動

避難指示（緊急）

危険区域は避難所へ



地域での助け合い！

地震の時

あわてずに自分の身を守る！

姿勢を低く、頭・体を守って、揺れがおさまったらまず出口の確保、避難するときはブレーカを切る。

避難の時、非常時持ち出し品を！行く先を書いたメモを残す。

地域の災害状況を把握する。
2次災害の防止

大規模火災は広域避難場所へ

協力して救助、救出活動

火災発生時は初期消火！

危険な道を知らせて、安全な避難誘導！！ 近所のお年寄りや支援を必要とする人へ声かけ。

自宅での生活が困難なら避難所へ！無理に避難はしない。（自宅でも支援は受けられる！）

避難所

避難所へ切るのは主に次のような人たち

自主防災組織

（支援・協力）

配備職員

- 住宅が被害を受け、住居の場を失った人
- 災害により、現に被害を受けるおそれのある人
- 地域外からきて、帰宅する事が困難な人
- その他、災害により生活の自立が困難な人

防災リーダー

（支援・協力）

学校職員

自主防災本部組織

			情報連絡防災委員	
			村田清文	角本琢哉
			阿部浩子	
会長	副会長		応急活動防災委員	
倉岡弘至	中下敏明	山路 哲	大亀佑介	延谷博幸
	村田清文		甲斐野学	
			避難誘導防災委員	
			倉内大輔	山路 哲
			森島邦彦	
1) 本部	①統括及び運営指導を行う	防災訓練を年1回以上行う	災害時	各班の調整・指導・防災関連機関との調整
2) 情報連絡班	①防災意識を高める	パンフの配布、防災教室の開催	災害時	情報の収集伝達
3) 応急班	①各地域の点検	燃えやすいもの・消火、避難の妨げを確認 ・降雨、地震時の危険 ・各家庭への指導（可燃物、家具等の転倒	災害時	初期消火等初期に被害を食い止める活動
4) 避難誘導班	①全員が安全に避難できるように避難計画を作成		災害時	避難誘導をする

* 各丁目の班長担当割り振り表

情報連絡班

1-1	4-2	1-7	4-8	1-11	5-東7
1-19	5-東1	1-27	5-東4	1-31	5-中央7
2-3	5-中央1	2-12	5-中央4	2-17	5-西7
2-21	5-西1	2-27	5-西4	2-31	6-10
3-1	6-1	3-10	6-5	3-15	1-12

応急活動班

1-4	4-5	1-8	4-10	1-19	5-西8
1-20	5-東2	1-28	5-東5	2-32	6-15
2-6	5-中央2	2-14	5-中央5	3-17	1-14
2-23	5-西2	2-28	5-西5	5-東8	1-32
3-5	6-3	3-11	6-7	5-中央8	3-18

避難誘導班

1-5	4-6	1-9	4-11	5-中央9	1-34
1-25	5-東3	1-30	5-東6	5-西9	3-21
2-10	5-中央3	2-16	5-中央6	6-17	5-西10
2-24	5-西3	2-30	5-西6	1-15	6-19
3-8	6-4	3-12	6-9	1-18	6-21

指定避難所

	人口	要支援者	70歳以上	* 各要支援者 登録者のみ
みどり坂1丁目	1,345	5	92	* 人口平成30年度参照
みどり坂2丁目	1,262	6	70	
みどり坂3丁目	1,312	8	33	
みどり坂4丁目	494	1	16	
みどり坂5丁目	2,100	7	40	
みどり坂6丁目	901	1	6	
合計	7,414	28	257	

場所

区分	場所	内容
指定避難場所	みどり坂小学校校舎 4階 音楽教室 1・2	豪雨による土砂災害警報時
	みどり坂小学校体育館	地震による災害時
	第1公園・中央公園	地震による災害時（広域避難場所）
補助避難場所	みどり坂4丁目学区集会所	指定避難所で収容できない場合等
	みどり坂 1 丁目集会所	

収容キャパ

区分	場所	収容人員
指定避難場所	みどり坂小学校校舎 4階 音楽教室 1・2	80名
	みどり坂小学校体育館	300名
	第1公園・中央公園	形態による
補助避難場所	みどり坂4丁目学区集会所	30名
	みどり坂 1 丁目集会所	15名
避難場所（屋根等がある所）キャパ		430名程度

大雨による土砂災害を想定すると、みどり坂町内以外からの避難者が約70%を占める可能性が高い。
土砂災害警戒区域対象世帯から予測すると、みどり坂では100人～150人程度と推測できる。
よって、現状の避難場所では、120名がキャパであることから大幅に収容キャパは不足する可能性が高い。

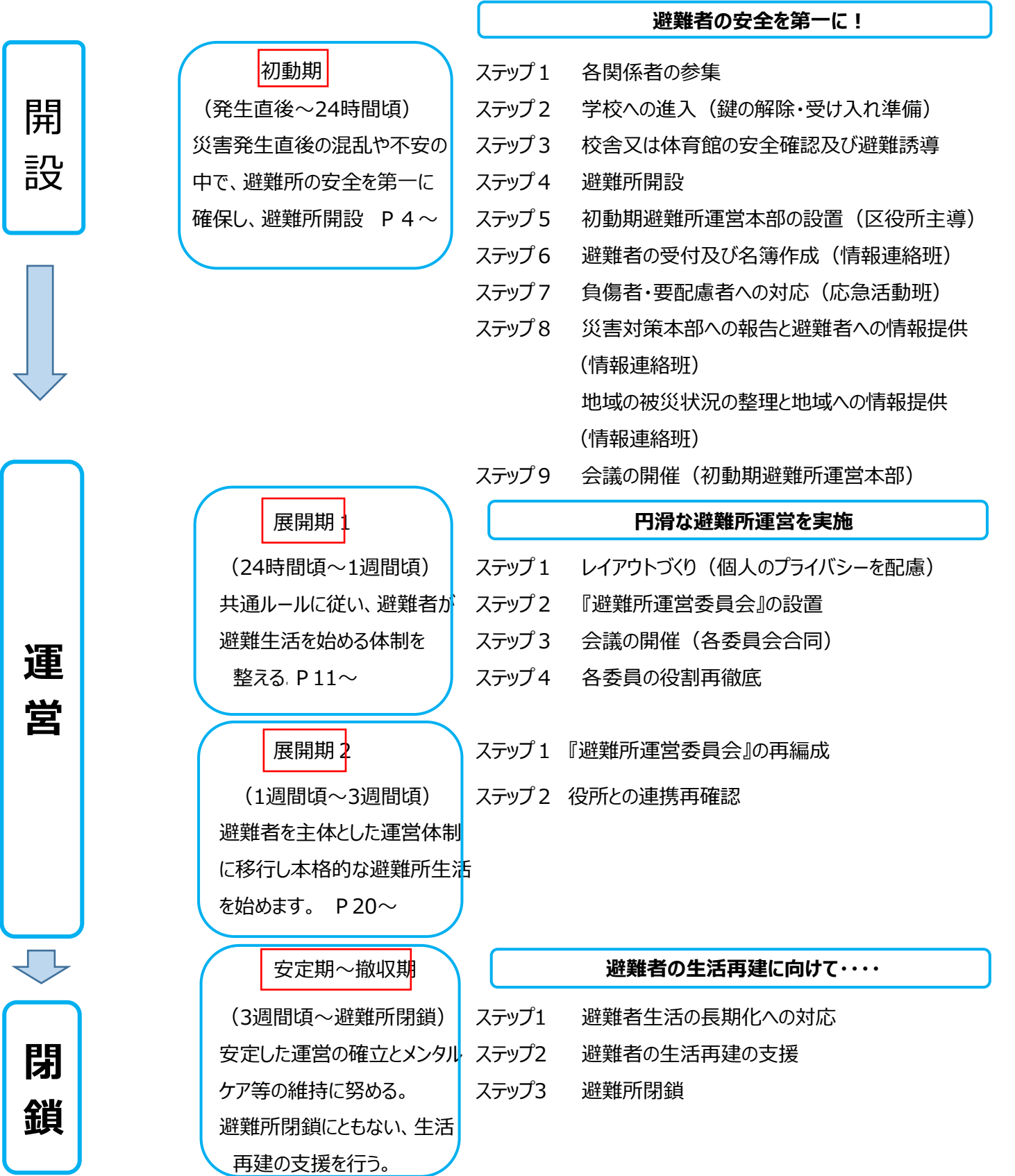
教育機関への依頼事項

- 1、児童館を避難場所として使用できるように
- 2、児童減少により、追加教室を 1 か所使用できるように

避難所運営

大規模な災害発生時の避難所の状況は、時間経過に伴って大きく変化し、それぞれの時期に特徴的な運営課題が発生することから、時系列に沿った対応方針を検討します。

災害発生！！ 避難準備、高齢者等避難開始、地震震度5弱以上 ⇒ 避難所の開設



避難所運営・初動期（災害発生直後～24時間頃）

初動期は、災害発生直後の混乱や不安の中で、避難者の安全を第一に確保するとともに、施設の安全確認や適切な避難誘導、速やかに応急活動を実施し、避難所開設を行います。

ステップ1 各関係者の参集

配備職員	1、勤務時間内 災害対策本部の指示により、あらかじめ定められた避難所に参集 2、勤務時間外（休日、夜間） 家族の安全を確認した後、あらかじめ定められた避難所に 避難所の解除キーを持参して参集します。
学校職員	1、勤務時間内 児童、生徒の安全確保。配備職員や自主防災組織担当が 到着するまで、避難所開設に向けて準備をします。 2、勤務時間外（休日、夜間） 家族の安全を確認した後、各学校の防災計画に基づき、必要に 応じて参集します。
自主防災組織	家族の安全を確保した後、地域内の応急対応活動を実施。 避難所解除は、鍵を持っている担当が行う。（自主防災会長 学区集会所に予備キー 計2セット） 避難所要因は、避難所に参集。避難所開設の準備を行う。

ステップ2 学校への進入

◆学校への進入	
○正門・裏門の位置及び数	正門（東門）・西門 / 2カ所
○開放する門	全ての門を開放する

- ◆避難所開設セットから、施設安全点検シートを取る。 * 様式 1
- 避難所開設セットの保管場所 （解除キーと一緒に保管・ 自主防災会長、学区集会所）

施設安全点検シートへの記入
「施設の安全点検シート 様式 1 に基づき、避難者の協力を得て施設の安全点検を行います。 安全点検者以外の避難者は、校庭で一時待機するよう要請します。

避難所開設（初動期）

◆受付設置

- | | |
|---------------|--------------------------|
| ○受付場所 | 地震時は体育館内・豪雨時は校舎下駄箱 |
| ○机・イスは？ | 体育館内のを使用 |
| ○筆記用具・受付用紙一式 | 避難所開設セット（鍵等）に同封 |
| ○夜間、停電の場合照明器具 | 防災備蓄倉庫・発電機は4丁目学区集会所に2台有り |

◆避難者誘導

- | | |
|------------------|---------------------------|
| ○避難者誘導員の配置場所 | 正門（東門）西門（スタッフが揃わない時は受付優先） |
| ○夜間停電の場合は発電機、照明は | 照明は防災備蓄倉庫、発電機は4丁目学区集会所 |
| ○自動車の進入 | 可能 誘導場所（図1参照） |

◆解放場所

- | | |
|---|--|
| ○第1次開放（受入）場所 | 地震（体育館の安全確認後）の場合 体育館
豪雨の場合 校舎4回音楽教室 1・2 |
| ○第二次開放（受入）場所 | 地震の場合（体調、持病、妊婦、障害）により校舎音楽室
豪雨の場合（体調、持病、妊婦、障害）により児童館 1 F |
| ○新型コロナ感染防止対策（受入）場所
（自覚症状及び体温37.5度目安） | 基本は自動車にて待機（図1参照）
自動車難しい場合
第1次開放 校舎1階 5年6組（部屋を4分割）
第2開放 集会所（和室含め5分割） |

* 校舎は音楽教室、5年6組以外は立ち入り禁止

◆使用トイレ

- | | |
|---------------|--|
| ○自家用車で待機の人 | プール側のトイレ使用
（鍵は体育館横のBOX） |
| ○体育館避難の場合 | 体育館のトイレ使用 |
| ○音楽教室避難の場合 | 4階のトイレ使用（他の階のトイレは原則使用禁止徹底） |
| ○新型コロナ感染防止の場合 | 体育館、4階のトイレは使用禁止
5年6組に近い1階のトイレ使用又はプール側のトイレ使用
他のトイレは使用禁止 |

* 停電、断水の場合は汚物処理のビニール袋使用

* トイレには消毒液設置

新型コロナ感染拡大防止対策

◆災害に対する基本的な考え

- ① 指定緊急避難場所の狭さを考慮して、極力、自宅非難を推奨し、自宅が防災拠点となるように準備することを呼びかける。
 - a. 普段からの準備・備蓄の促進（食料、飲料水、消毒液、マスク等）
 - b. 家具の倒壊を防ぐ、耐震化
 - c. ライフライン（停電。断水、ガス）の停止に対する備え・サバイバルスキル
 - d. 帰宅困難者に対する備え（安否確認・連絡方法の普段からの準備）

◆避難者の健康状態のチェック（避難所に入る時点や、その後に定期的に把握する）について

- ① 入口には、消毒液、マスク(持っていない人のため)を設置（受付にはフェイスシールド又は飛散防止カバーの設置）
- ② 非接触型の体温計による体温測定
- ③ 避難所ゾーン（体育館、教室等）に入居する時のチェックシートと対応（添付資料参照）
- ④ 保健師が常駐し、検温と問診による体調管理を行うことは可能か？（住民で看護師、保健師の人に依頼する？）

◆避難所内での被災者の分散について

- ① 入居時のチェックシートに基づき判断する（別添）
- ② 新型コロナ感染疑い隔離場所として
 - ・車両
 - ・5年6組教室（シート区分 最大3区分）
 - * 一時隔離として、役所、保健所に連絡して支援依頼
- ③ 持病、要介護配慮の区分
 - ・児童館（1階） 最大4家族
 - ・集会所（1丁目） 最大4家族
 - * 2日以上避難の場合は、役所に相談して福祉避難所へ移動

◆3密を避けるために、避難所内のスペースの確保について

- ① 避難所内配置（イメージ図参照）
- ② テープや衝立、段ボール等の間仕切りの準備

◆被災者への感染防止対策の徹底について

- ① 事前の取り決めやシミュレーションの実施
- ② 「こまめな手洗い、咳エチケット、マスク着用」→周知方法の検討：掲示、アナウンス；事前にLINEで呼びかけ
- ③ 避難所に来る人は、マスク等を事前することを事前に周知
- ④ トイレ、簡易トイレの配置を検討
- ⑤ 消毒、換気についての取り決めとシミュレーションの実施

◆感染症対策の備蓄品の整備

- ① 予備マスク（受付、対応者用）消毒液は4丁目学区集会所からポリタンクで搬入
- ② 非接触型の体温計の購入
- ③ 間仕切り用のポール、シート、ライン等

新型コロナ感染拡大防止対策

入居時のゾーニングに関するチェックシート

新型コロナ感染症に関する質問		
1	☐	感染が確認されていて自宅待機中でしたか？
2	☐	感染が確認されている人の濃厚接触者で健康観察中でしたか？
3	☐	過去 1 4 日以内に、新型コロナウイルス感染者との接触はありましたか？
4	☐	過去 1 4 日以内に、新型コロナウイルス感染症の流行地域に行ったことがありましたか？
5	☐	高熱（37.5 度以上）の熱が現在ありますか？
6	☐	高熱（37.5 度以上）の熱が図う実缶以内にありましたか？
7	☐	強いだるさがありますか？
8	☐	息苦しさ、咳や痰、のどの痛みはありますか？
9	☐	臭いや味を感じにくいですか？
10	☐	その他、感染したかもしれないと心配になる症状はありますか？

持病や要配慮に関する質問		
11	☐	介護や介助が必要ですか？
12	☐	障がいがありますか？
13	☐	乳幼児がいますか？（妊娠中も含む）
14	☐	呼吸器疾患、糖尿病、その他の持病がありますか？
15	☐	このほかに、心の面も含めて気になる体調の変化はありますか？

居住区分（ゾーニング）の判断基準			
ゾーン	状態	判断基準（チェックシートの基づく）	対応
A	感染者その濃厚接触者	感染に関する項目のNo.1 ～ 2 でいずれかにチェックが付いた人	基本医療機関、役所につなぎ支援を依頼する。 待機場所は基本、自動車とする。 徒歩での避難の場合、校舎 1 階 5 年 6 組にて待機頂く
B	症状がある人	感染に関する広告のNo.3 ～ 1 0 でいずれかにチェックが付いた人	症状のある人と家族は間隔を開けるように配慮 役所に支援を依頼し、ホテル等への移動 症状のある人は自動車で待機、無い家族は 5 年 6 組へ
C	要配慮者	要配慮に関する項目のNo.11 ～ 1 5 に 1 つでもチェックが付いた人	暫定的な処置として児童館へ避難 福祉避難所への移動を支援依頼
D	その他一般の人	何もチェックが付かなかった人 （収容人員が30名を超える場合は、体育館も安全を確認しながらグラウンド側に避難誘導）	一般の避難場所に案内。 間隔、仕切りの配慮は必要 （1泊以上になる場合）

* ゾーンのレイアウト及び場所については、別添資料参照

駐車場・受付・誘導員配置場所（図1）



1、コロナ感染対策ゾーニング区分

Aゾーン 駐車スペースにて車で待機（保健所、役所、医療機関）に支援要請

車以外での避難 校舎一階 5年6組教室（教室を4分割＝遮蔽カーテン。家族と一緒に避難の場合症状がある人とそうでない人の区分を行う）

スペースが埋まるようであれば、1丁目集会所へ移動（車で避難の人）集会所和室1フロアー4に区分

Bゾーン 状況に応じて、校舎1階5年6組使用

Cゾーン 児童館1階 図書室とプレイルームで対応

Dゾーン 体育館、音楽教室を使用

2、断水、停電の場合のトイレ利用について

非常用トイレセットを備蓄（各トイレに配備）

感染予防の為に、各トイレに消毒液設置

使用後の消毒徹底



各避難所の新型コロナ感染拡大防止レイアウト

◆体育館 段ボールベットの備蓄が無い場合。簡易の仕切りを検討する。

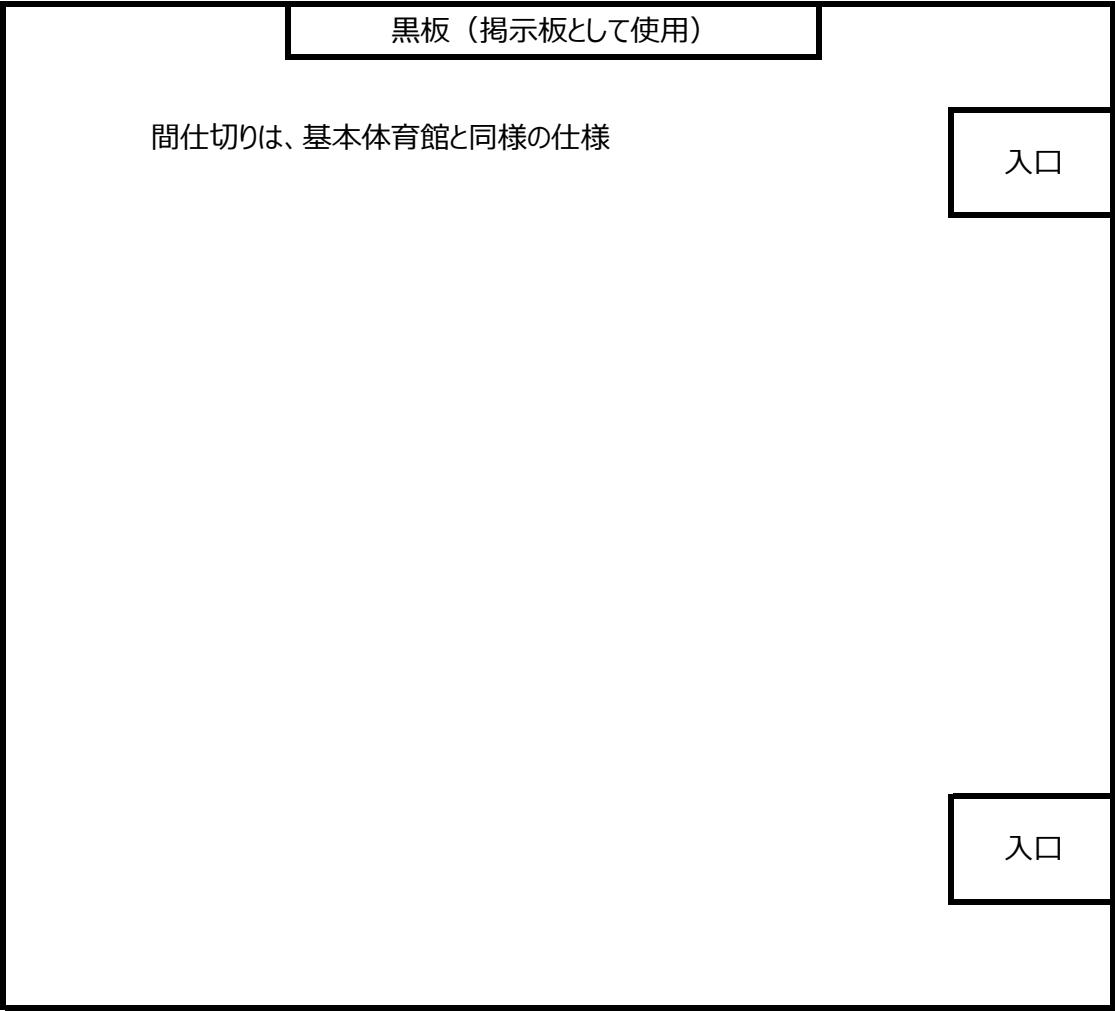
ラインにより区分を作り、フィルムと養生テープで間仕切り空間を作る。

仕切り数（避難状況によるが、20区画程度）

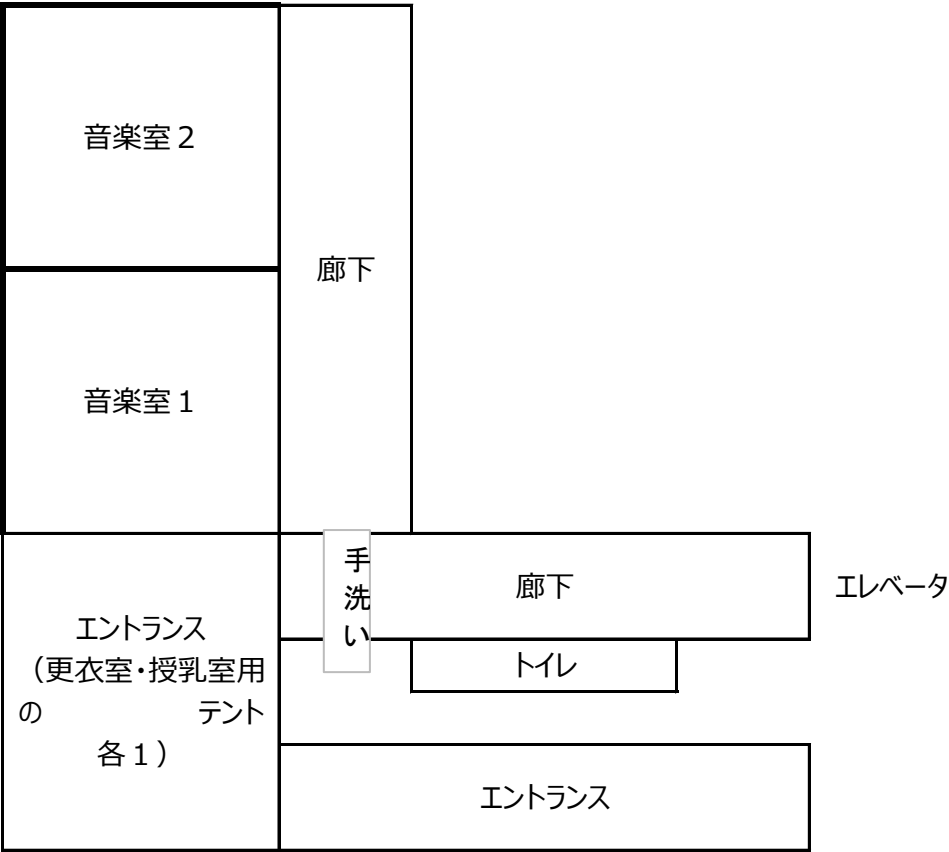


ペットエリア（又は自動車）

◆音楽室（1・2 共通）

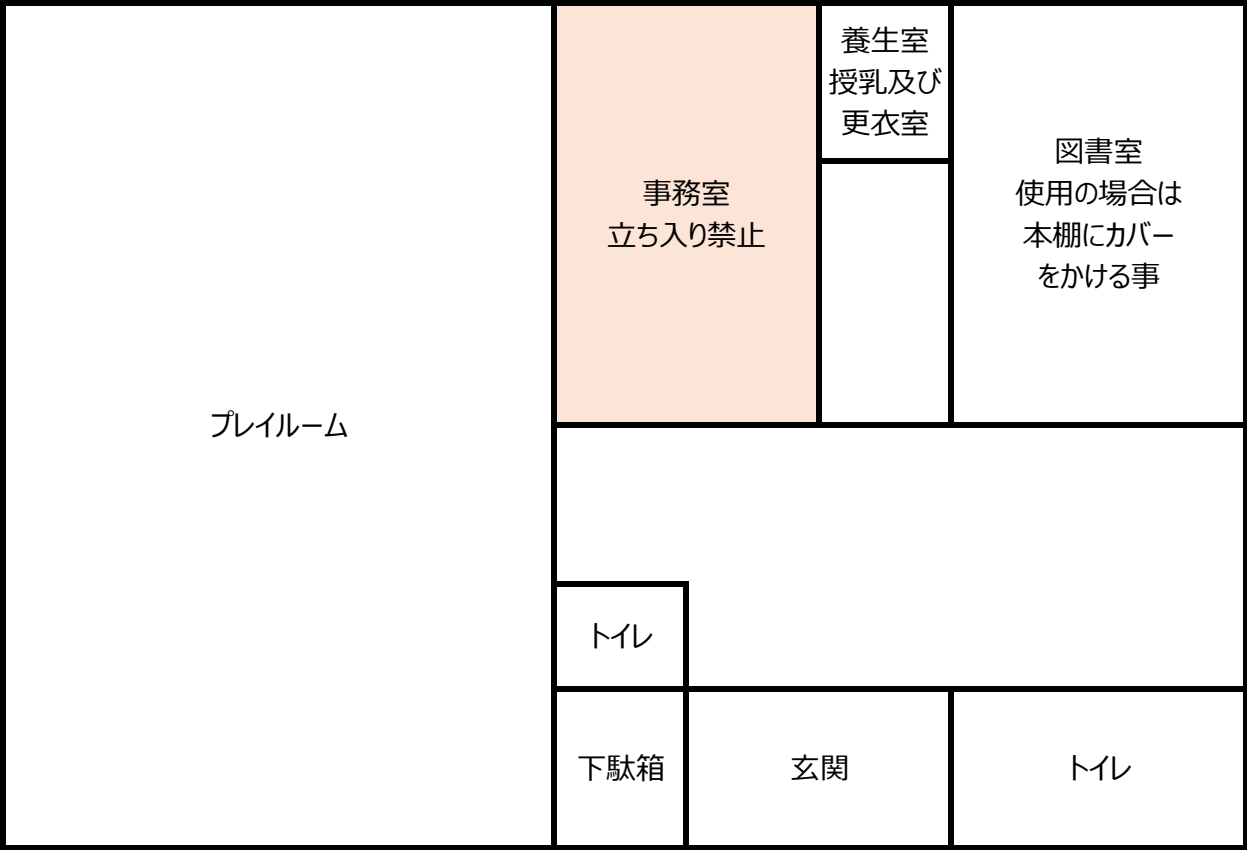


全体図（4階 音楽教室付近）



◆児童館 1 階のみ使用

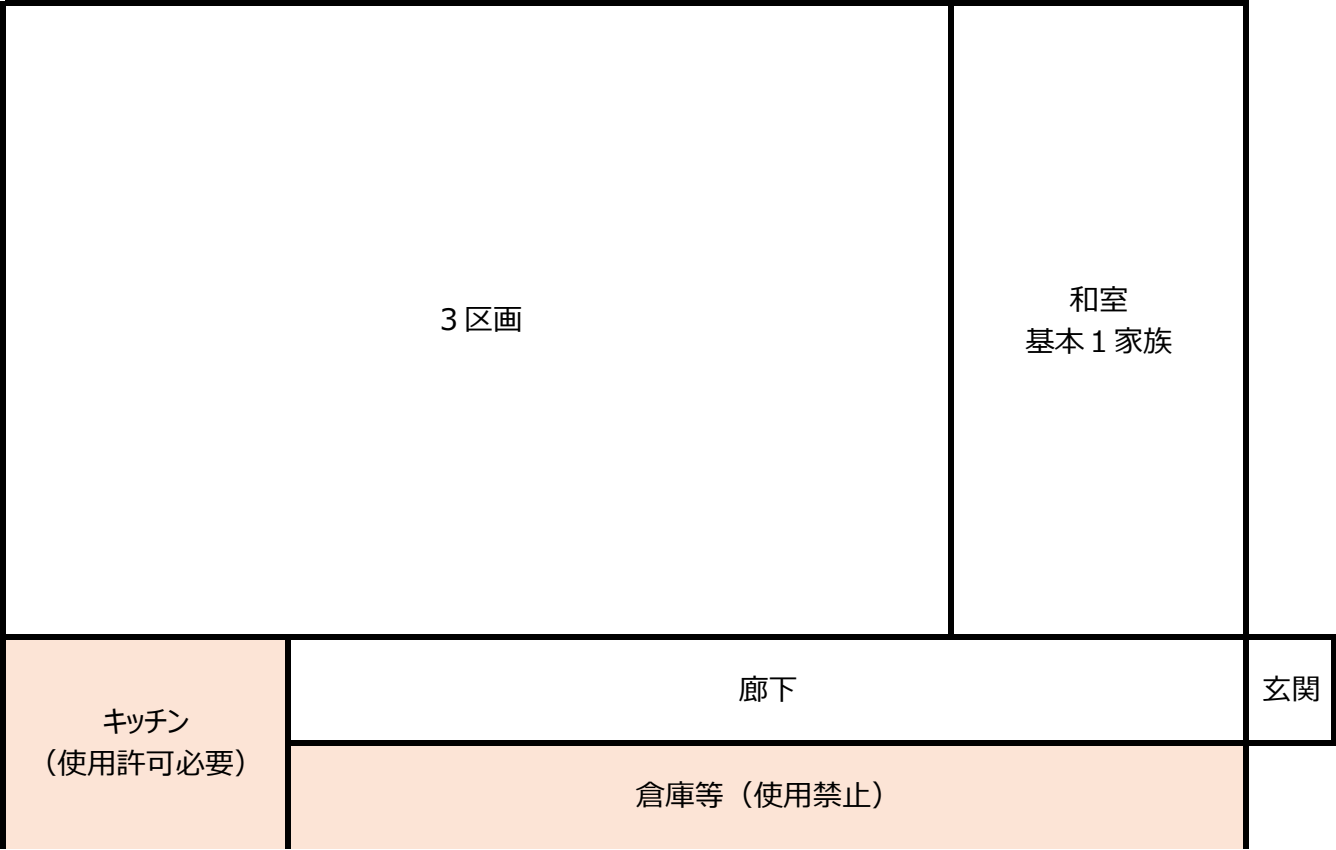
プレイルーム間仕切り 3 区画 図書室 1 にであれば 2 区画 家族であれば仕切らず使用



* 受付は下駄箱又は体育館 最低 1 名は管理者駐在

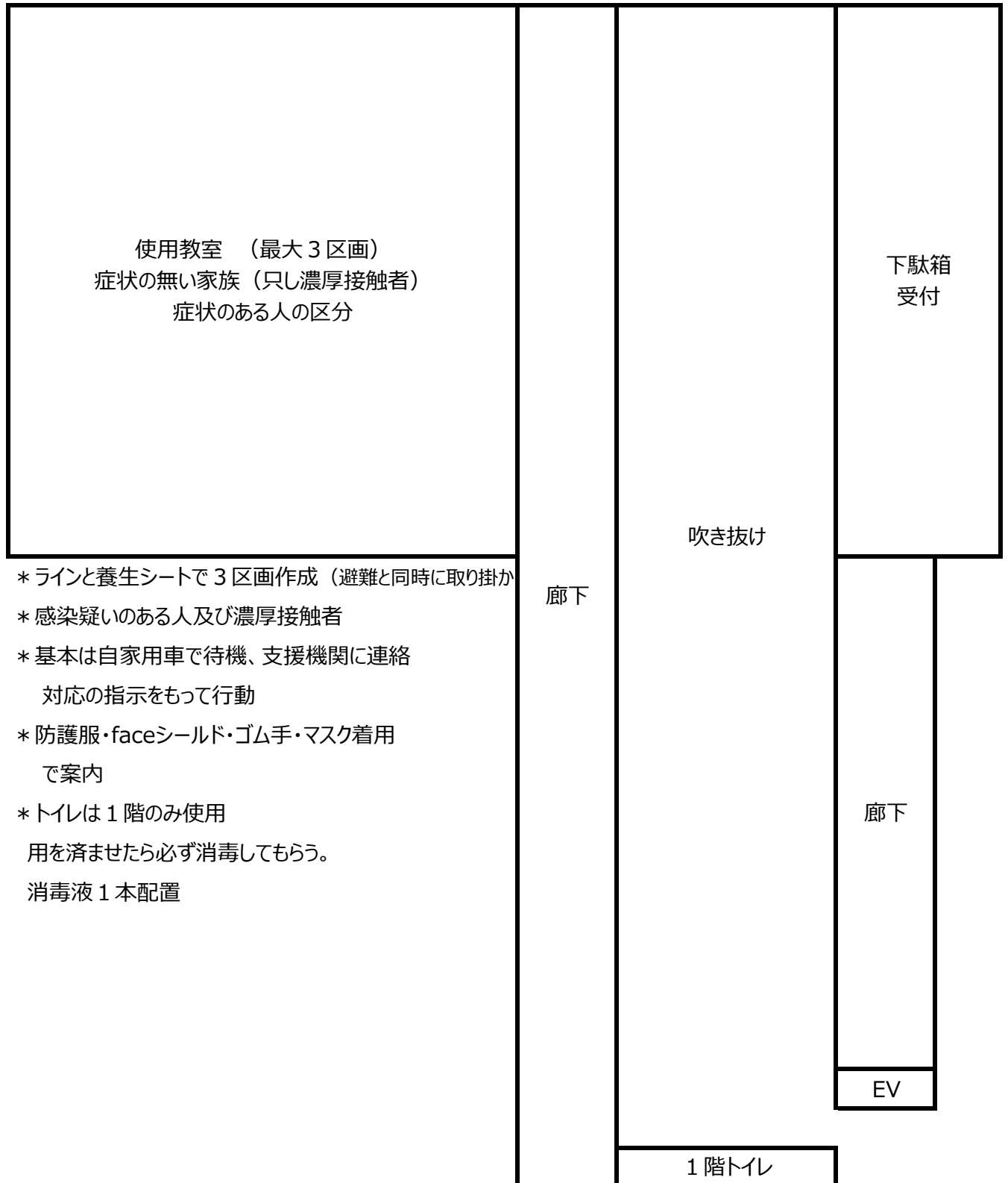
◆ 1 丁目集会所

受付はみどり坂小学校で行う。要支援の方が利用するため、最低 1 名は駐在



避難場所（新型コロナ感染疑いの避難所）

◆みどり坂小学校 1階 5年6組



◆避難所受入に対する手順

1、安全点検シートの記入について

目的： 地震による建物の被害の状況を確認するためのものです。

運用： このチェックリストによる安全点検の結果を踏まえ、不安を感じた場合、建築の専門家による応急危険度判定の実施を要請してください。その要請の連絡先は、災害対策本部です。
チェック項目に1つでも該当するものが有る場合は、避難所としての使用は控える事を検討します。

安全確保： チェックの際は、チェックする人の安全を最優先し、危険が想定される建物等には近づかず、安全な場所から目視により、建物の周辺や外観、建物の内部の順にチェックしてください。

チェック途中で余震があった場合はチェックを中断し、速やかに安全な場所に退避して下さい。

余震後は再度一からチェックをやり直してください。

診断の結果、少しでも危険が想定される区域は『立入禁止区域』と明示します。

この、『立入禁止区域』は広めに設定する事。

2、避難者の受付開始

手順： 受け付けでは丁目単位で受付をします。近隣の地域、観光客帰宅困難者等はそれぞれ別に受付します。

注) 一気に避難されたときに受け付けが混乱しますので、まずは概算人数を把握するため丁目と人数を把握します。

その後、丁目ごとのエリアに着席後、次の名簿作りを行います。

- ①避難者を世帯ごとに名簿を作成
- ②該当地域の世帯
- ③他地域からの避難者等
- ④観光客等帰宅困難者のリスト

全員が落ち着いてから、『避難所の入所届（資料2）』の記入を依頼します。

注) 新型コロナ感染防止についての受け付けと避難所配置については、別途参照の事

安否確認等の情報整理

手順： 安否情報を安否確認シート（資料3）に記入
情報掲示板に貼りだし
パソコン等でデータ化し検索可能な状態にする。

3、避難所運営委員会の開催

応急的な対応が落ち着いてきた段階（目標は24時間～48時間後）で、避難所の運営に当たる「避難所運営委員会」を設置します。避難所における課題への対応や行政の災害対策本部との連携など、自主的で円滑な運営を進めます。

4、避難所運営に係る注意点

①要支援者への配慮について

＊運営委員においては、女性や障がいのある人等の意見も聞けるよう複数名の当事者及び介護者をメンバーに入れます。

②意見箱等の設置

＊避難所に避難している方と同様に、意見箱を設置するなど、物資の要望や配給方法、情報伝達方法等に関する避難所外避難者からの意見や要望を受け付け、避難所運営委員会へ報告します。

＊特に女性や外国人、障がい者、介護が必要な高齢者、妊産婦、乳幼児などの要支援者に対しては、ニーズを十分に把握できるよう関係者や本人から意見が受け付けられる体制を作り、運営委員会へ報告します。

③主な取り決め事項

- ・トイレの利用方法
- ・ゴミの出し方
- ・食料、物資の配分方法
- ・喫煙場所
- ・ペットについて
- ・避難所の警備管理体制
- ・感染予防について
- ・プライバシーの保護について
- ・避難所での生活ルール（消灯時間、起床時間、朝食配給・掃除当番等）

◆避難所生活が長期化する場合

○避難所での生活が長期化した場合は、災害対策本部と相談し、ついでにスペース配分の見直しなどをします。

○長期化に伴って家具や備品の増加が考えられ、スペース配分が不均衡になる場合も起こることから、可能な限り、収容人数に合わせた部屋の配分を家族単位に構成する方向が望まれます。

○自分勝手に自炊などしないよう、炊事場等の設置ルールなど場所の指定が必要です。

○避難所生活が長引くことによるストレスなどから、些細なことがトラブルになることもあります。避難者の変化に注意が必要です。

避難所運営ルール（５日以上の避難が必要となった場合）

- 避難所は、避難所運営委員会及び避難者が主体となって運営します。
ルールについては、下記の内容を運営委員会で話し合い決定事項を掲示板に貼りだし、説明します。
 - ①生活のルール（起床時間、食事の時間、掃除割り振り、配給のルール等）
 - ②トイレ使用のルール（断水、停電も考慮する）
 - ③火気使用のルール
 - ④夜間の警備体制について（自宅損壊の含め）
 - ⑤ペットへのルール
 - ⑥来訪者、マスコミへのルール
 - ⑦郵便物等のルール 等々
- 避難所の開設は、仮設住宅、水道・ガスなどのライフラインが復旧する頃までを目途とします。

避難者は、世帯（家族）単位で登録を行ってください。

- 避難所を退所するときは、移転先を連絡してください。
- 犬・猫など動物類は、決められた場所で飼育いただくようお願いします。

- ・居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管します。

注）避難所によって使用できない部屋などがあります。「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の張り紙の内容には必ず従ってください。

注２）食料・物資等は、原則として全員に公平に提供できるようになってから配付します。

- 不足する場合は、子供・妊産婦・高齢者・障がい者の応ノリに優先して配付します。
- 食料・物資は、個人ではなく、居住組を決めて居住組ごとに配付します。
- 在宅被災者については、原則として避難所に受け取りに来てください。
- 粉ミルク・お粥・紙オムツなどの要望は、個別に対応しますので、担当者に申し出てください。

注３）喫煙は、所定の場所以外では禁止します。

- このルールは、必要に応じて避難所運営委員会で見直しを行います。決定事項は掲示板に貼りだします。

添付資料

- 1、施設安全チェックシート
- 2、避難所入居届
- 3、安否確認シート
- 4、みどり坂小学校教室配置図